

## 貯蓄預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (取扱店の範囲)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の方法により届出の印鑑との照合手続きを受けたものにかぎります。

### 3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

### 4. (自動支払い等)

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

## 6. (未利用口座および未利用口座管理手数料)

### (1) 未利用口座の範囲

最後に預入または払戻等による口座残高の異動(利息入金・未利用口座管理手数料の引き落としを除く)から2年以上一度も預入または払戻がない口座を未利用口座として取り扱います。

### (2) 未利用口座管理手数料

- ① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。
- ② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。未利用口座となってから3カ月間ご利用(お預入れ、払戻し)がなく、且つ預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、「管理手数料」という。)をいただきます。この場合は、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落としができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。
- ③ 未利用口座の残高が管理手数料以下の時は、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。
- ④ 解約された預金口座の再利用はできません。

(3) (1) から (2) の規定は、2021年10月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

## 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、「普通預金(無利息型普通預金を含む)・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定」および「普通預金(無利息型普通預金を含む)・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」が適用されるものとします。

以上